

RAI·REN 通

令 和 4 年 10 月 26 日

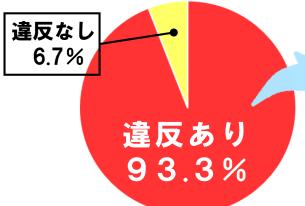
編集•発行:岐阜県警察本部交通部交通企画課(058-271-2424 内線5034)



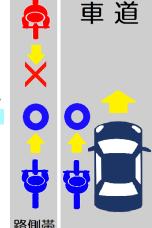
転車の安全利用推進月間」

自転車は『車両』に分類されます。 交通ルールやマナーは遵守できていますか?

令和4年1月~9月末までの自転車利用者が交通 事故の当事者になった方のうち、自転車側にも事故 原因(法令違反)がある割合は93.3%にも上ります。



主な法令違反は、「一時 不停止」「交差点安全進行」 「右側通行」となっています。





自転車=車両=原則車道通行

自転車は車道の左端に沿って通 行しなければなりません。歩道は 歩行者が最優先です。

「岐阜県自転車の安全で適正な 利用の促進に関する条例」

令和4年10月1日全面施行

自転車保険の加入義務化 ヘルメットの着用努力義務



ツイッターURL

https://www.pref.gifu.lg.jp/site/police/**3246**.html 交通事故統計・分析URL <u>https://www.pref.gifu.lg.jp/site/police/6169.</u>html https://twitter.com/gpkoutsuukikaku

